

電子商取引等に関する準則（改定案）についての

パブリックコメント結果の概要

平成 15 年 6 月 13 日

産業構造審議会情報経済分科会
ルール整備小委員会

< 総論 >

電子商取引等に関する様々な問題について関係する法律の解釈を示す電子商取引準則に対する期待度は大きいという意見があった。

具体的事例のさらなる充実、具体的でわかり易い表記、正確かつ適切な記載を求める意見があった。

今後とも各方面からの意見を広く募って、必要な点は改善して参りたい。

「問題がある」と書かれていない行為については逆に「問題がない」と誤解を生じさせる可能性があるのではないか、という意見があった。

具体例は、あくまで明記された当該事例についての考え方を示したものである。

「問題がある」場合について今後の方向性を記載すべき、という意見があった。

準則は、あくまで一つの法解釈を示すものに過ぎない。

意見提出の機会を引き続き提供し、電子商取引準則を定期的に見直すことを要請する意見があった。また、パブリック・コメントの提出期間を最低でも 30 日、できる限り 60 日間は確保すべきという意見があった。

今後とも、各方面からの意見を広く求めて、柔軟に対応して参る所存。またパブコメ期間については、広く意見を集める観点からできるだけ長く取れるよう配慮して参りたい。

電子商取引においては、ネットワーク上で個人情報のやりとりがなされる機会が多く、電子商取引を行う事業者にとって、個人情報を保護し、適正に取扱うことは必須条件であり、準則においても、電子商取引における適正な個人情報保護のあり方について検討して欲しい旨の要望があった。

個人情報保護については、政令や政府の基本方針の策定動向を注視しつつ、今後検討して参りたい。

(総論)

具体的事例の拡充を図って欲しいとの意見があった。

引き続き意見提出の機会を設けることを求める意見があった。

電子商取引と個人情報保護の関係について取り上げることが求める意見があった。

具体的事例の拡充については、引き続き検討してまいりたい。

今後とも広く意見を求めてまいりたい。

論点の追加については、引き続き検討してまいりたい。

第 1 . オンライン取引

1 . 契約手法に関する問題

(1)契約の成立時期

< 意見の概要 >

ウェブ画面を通じた承諾通知の到達時期について、電子メールの場合との均衡の観点から、ウェブサーバに読み取り可能な状態で記録された時点とすべきであるとの意見やウェブサーバから申込者のブラウザに向けデータが送出された時点とすべきであるとの意見があった。

ウェブ画面に承諾通知が表示されないようになっている場合、通信障害等何らかのトラブルで承諾通知画面が表示されなかった場合等について、承諾通知は到達したといえるのかとの質問があった。

ウェブ画面では表示されなかったが、別途電子メールを送信している場合について、契約は成立しているのかとの質問があった。

< 考え方 >

意思表示の到達時期は、受信者にとって了知可能な状態におかれたこと、すなわち、受信者のいわゆる支配圏内におかれることを要すると解されている（最高裁判所昭和 36 年 4 月 20 日第一小法廷判決等）。電子メールにおける受信者側のメールサーバは受信者の支配圏内と解されるが、ウェブサーバをこれと同様にとらえることは困難と考える。

申込者のモニター画面に表示されていない場合は、承諾通知は到達していないと考える。

承諾通知をウェブ画面に表示するシステムを採るとともに電子メールで承諾通知を送信した場合、申込者のモニター画面上に表示された時点または申込者のメールサーバ中のメールボックスに記録された時点のいずれか早い時点で承諾通知が到達し、契約が成立したものと考える。

(4)未成年者による意思表示

< 意見の概要 >

年齢確認措置の具体例を求める意見があった。

< 考え方 >

年齢確認措置の具体例については引き続き検討したい。なお、いかなる年齢確認措置を採ったとしても、取消しの可能性を完全に排除することは困難と考える。

(5)管轄合意条項の有効性

< 意見の概要 >

オンラインによる管轄合意を有効とする法改正を要望する意見があった。

<考え方>

所管行政庁において、法改正の要否を検討しているとのことである。

2. 新たな取引の発展に伴う問題

(1) 電子商店街（サイバーモール）運営者の責任

<意見の概要>

サイバーモール運営者の責任の有無を判断する際の要素として例示した「売上代金の収納代行」は「売上代金の回収の態様」とすべきであるとの意見があった。

<考え方>

意見を踏まえ、記述を変更する。

(2) インターネット・オークション

ア) オークション事業者の利用者に対する責任

<意見の概要>

オークション事業者の責任を論ずる際に最高裁判例（新聞広告を掲載した新聞社の責任）を引用しているが、引用自体は適切なものの紙面への編集権のある新聞社と掲載内容に編集権を持たないオークション事業者との違いについて説明を付加すべきであるとの意見及び両者の違いを理由に判例の引用部分を削除すべきであるとの意見があった。

オークション事業者と利用者との契約関係について消費者契約法の適用がある旨の記述にとどめるのではなく、いかなる場面で何条が適用されるのか明らかにすべきであるとの意見やオークションのシステムの不具合について一切保証しない契約条項は消費者契約法に違反するとの意見があった。

オークション事業者は商法上の仲立人としての責任を負うとする意見があった。

オークション事業者の責任をすべて否定する考え方には反対するとの意見があった。

オークション事業者の責任について定める法規制を求める意見があった。他方、インターネット・オークションに関する規制に反対する意見もあった。

<考え方>

（判例の引用）意見を踏まえ、引用部分を削除するとともに、判例引用の適否について今後検討してまいりたい。

（消費者契約法の適用関係について）意見を踏まえ、記述を変更する。

仲立人とは、他人間の商行為の媒介を業とする者である（商法第 543 条）。ここで「媒介」とは他人間の法律行為の締結に尽力する事実行為とされ、これは例えば両者の間で売買契約を成立させるためにいろいろと条件交渉、斡旋することであり、単なる情報提供は当たらないとされる。オークション事業者は、出品者と入札者の間で条件交渉や斡旋を行わないので、通常は「仲立人」に該当しないと考える。

準則改訂案においては、オークション事業者が責任を負う可能性がある場合についても指摘しているところである。

オークション事業者の責任については、現在のところ民事規範の解釈により判断するのが

相当と考える。

ウ) インターネット・オークションと特定商取引法

< 意見の概要 >

特定商取引法が適用される場合、同法第 11 条に定める商品の販売価格の表示について、出品時には価格が確定していないインターネット・オークションにおいては、いかなる方法によるべきか質問があった。

個人事業者が現実の場における事業で取り扱う商品を単発的に出品する場合も「事業者」に該当すると考えるべきであるとの意見があった。

オークション事業者が提供するサービスを特定商取引法の指定役務としてはどうかという意見があった。

< 考え方 >

契約に至るまでに一定の明確なルールに基づいて価格が確定していくという仕組みになっている場合、その価格の定められる仕組みが表示されていれば、価格を表示していることにあたると解される。

意見を踏まえ、記述を変更する。

オークション取引であっても指定商品や指定役務の通信販売等がなされる場合は、特定商取引法の規制対象となるものであり、インターネット・オークション自体を役務として指定する必要はないものとする。

第 2 . 情報財取引

1 . ライセンス契約

(1) 契約の成立とユーザーの返品可否

< 意見の概要 >

準則が、返品・返金の可否について一定の類型化をしたことは評価できる、という意見があった。

情報財取引でライセンス契約の存在が認められないもののうち、媒体を介して行われる取引について「情報財の売買契約と解される」とある一方、オンラインで行われる取引について「情報財の複製物の所有権を有することを目的とする契約を締結したものと解される」とあるが、これも売買契約と理解してよいか、という質問があった。

【考え方】において、「販売店とユーザー間の契約が情報財の複製物の売買契約と解される場合」を例外としているが、情報財にはライセンス契約が原則であるとの理解については一般ユーザーに対して誤解を与えるおそれがある、という意見があった。

パッケージソフトウェアにおいて、ライセンス契約の存在は既に周知であり、媒体の外箱にライセンス契約締結の必要性を明示していなくてもよいのではないか、という意見があった。

ユーザーが不同意と考える条項が不当条項に当たる場合には、当該契約条項が無効となり、当該契約条項が当初からなかったものと同様に扱われることになるため、実際にはライセンス契約の条件に不同意であることを理由とする提供契約の解除が認められる場合は少ない、との意見があった。

プログラム著作物については、特に著作権法第47条の2が存在することから、著作権法第30条の適用はないと考える、という意見があった。

情報財を購入してからライセンス契約に不同意であるため提供契約を解除することができる期間について、10年または5年という現行法の解釈が示されているが、購入後利用しないままに10年または5年経ってから返品・返金するというのは想定しがたい一方で、法的安定性を損なう恐れがあるので、信義則又は解除期間に関する黙示の合意の存在を根拠として権利行使期間を合理的期間に制限するか、又は前記期間を短縮するような立法的施策を検討すべき、という意見があった。

<考え方>

情報財取引でライセンス契約の存在が認められないもののうち、媒体を介して行われる取引について、準則中では「情報財の複製物の売買契約」としており、「情報財の売買契約」ではない。また、オンラインで行われる取引については、あくまで情報財（電子データ）のみがコピーされ、媒体という有体物が移動するわけでないので、「情報財の複製物の売買契約」には該当しないが、ユーザーがその取引の結果「情報財の複製物の所有者」になることを目的としていると解されるので、「情報財の複製物の所有権を有することを目的とする契約」と準則中に記載したところ。

有体物でない情報財について、「情報財の売買契約」とはどのようなものかについては、今後とも議論を深めて参りたい。

意見を踏まえ、【考え方】の記載を修正した。

パッケージソフトウェアの販売対象が一般消費者に拡大している現在、ライセンス契約の存在が当然周知されているとは認識していない。今回の改訂で趣旨を明確にするために、「情報財取引に関する一般的な認識等様々な事情（例えば、購入の対象であるパッケージソフトウェアはライセンス契約を締結しないと使用できないことについての購入者の認識等）を総合考慮」と改訂したところ。

契約は両当事者の合意により成立するものであり、ユーザーがライセンス契約に不同意の場合、当該契約は成立しないし、そうである以上、提供契約を解除し返品を認めるのが相当と考える。

著作権法の解釈は最終的には裁判所にゆだねられるものであるが、著作権法47条の2は、プログラムの複製物の所有者に対して権利制限を認めたものであって、同法第30条の解釈には影響を与えないと考えられる。

提供契約の解除期間については「特段の合意（例えば、外箱に通常認識可能な状態で、返品を認める合理的な期間を明示する等）がない限り」と今回改訂した通り、不同意を理由とする返品可能な期間は合理的期間であれば、特約によって短縮可能であると解される。立法的な対応については、今後議論を深めて参りたい。

（3）契約中の不当条項

<意見の概要>

リバースエンジニアリングについて、プラットフォーム機能をもつソフトウェアについて殊更記述されているのは他の事項とのバランスの観点から必ずしも適切ではなく、これは尚書きとし、公正取引委員会のガイドラインに則って記述している旨を明記すべきである、という意見があった。

公序良俗に反する契約条項について、具体的に明らかにする必要がある、という意見があった。仮にライセンス契約の成立が認められるとしても、その内容が著作権法47条の2で認められている使用形態を一方的に制約する場合には消費者契約法10条に該当するおそれがありうるのではないか、という意見があった。

<考え方>

意見を踏まえ記述を修正した。

具体的な記述については、今後とも引き続き検討し、各方面からの意見も募っていきたい。

著作権47条の2の問題については、準則中で不当条項に当たる可能性を指摘しているところであるが、これが消費者契約法第10条に該当するかどうかについては、今後検討して参りたい。

(6)ベンダーが負うプログラムの担保責任

<意見の概要>

「通常予見可能な使用環境・使用方法の範囲内での動作上の不具合が発生した場合」の該当しないと思われる具体例について、「特定の使用環境でのみ発生する不具合」が追加された点を評価する、という意見があった。

バグ等の瑕疵についての担保責任期間は、BtoB取引の場合は、商法526条が適用され、受領から6ヶ月間と解されるのではないか、という意見があった。

ライセンス契約が存在する場合は、担保責任期間は、瑕疵を知ったときから1年または引渡から5年と記載されているが、全く同等の情報財の取引において、ライセンス契約が存在する場合で担保責任期間の特約はない場合と存在しない場合とで、担保責任の法的な原則期間が異なるのは合理的でない、という意見があった。

バグの担保責任期間が原則としてバグを発見してから1年又は引き渡しを受けたときから5年になることについて反対する、という意見があった。また、瑕疵担保責任等を主張できる期間については、「信義則上合理的な期間に短縮される」等の抽象的な表現にとどめるか、期間を3カ月程度に短縮するべきである、という意見があった。

<考え方>

意見を踏まえて商法の規定が適用される点を追加した。

記載では、あくまで担保期間をライセンス契約によって制限していない場合について記載しているものであり、そのような条項がない場合、すなわちライセンス契約が存在するもののそのような条項がない場合や、単なる売買契約である場合の両者とも、瑕疵を知ったときから1年または引渡しから5年と解されることとなる。

法定の期間は準則記載の通りである。なお、責任期間を短縮する特約について、合理的な期間がどの程度であるかについては、今後とも議論を深めて参りたい。

(7)ユーザーの知的財産権譲受人への対抗

<意見の概要>

ライセンシーを保護するためにライセンス契約を継続できるような法制度を整備する必要がある、という意見があった。

<考え方>

倒産法制の動向や著作権分科会での議論を踏まえて、必要な議論を深めて参りたい。

2．知的財産

(1) PtoPファイル交換ソフトの利用及びPtoPファイル交換サービスの提供

<意見の概要>

PtoP ファイル交換サービスの提供者の責任については、未だ十分な判例・学説の蓄積や業界等における議論がなされているわけではないので、表記について配慮する必要がある、という意見があった。

ユーザーのアップロード行為についての構成を、複製権を持っている当事者の説明、私的複製については複製権が制限されている点に関する説明、P2P 用に行うファイルの変換行為等が複製権の権利侵害行為に当たるか否かについての評価の順とするべき、という意見があった。

PtoP システムへのアップロード行為を違法であると解釈していることを評価するが、デジタル形式の著作物を十分に保護するために、私的複製のためのダウンロードである限り著作権侵害には該当しないとの記載についても修正すべきである、という意見があった。

中央サーバーを有する PtoP ファイル交換サービス提供者の行為の責任を検討するにあたって、サービス提供者の行為の内容・性質を基準に含めるべきではないか、との意見があった。

PtoP システムを使用するのは圧倒的に著作物を許諾なく複製するためであることは常識であり、侵害行為が把握されている場合には PtoP 交換サービス提供者が責任を負うようにすべきである、という意見があった。

PtoP ファイル交換サービス提供者の行為について、判決は3つの条件の全てを要求する趣旨ではないのではないか、という意見があった。

<考え方>

意見を踏まえて、第一審の判断である点を追加する等、記述を修正した。

意見を踏まえて 記載を修正した。

著作権法第30条記載の解釈は準則記載の通りである。

指摘を踏まえて、記述を修正した。

準則では、法及び判例に基づいた解釈を記載しているところ。侵害行為が把握されたからといって、PtoP 交換サービス提供者が必ず責任を負うとは解されない。

当該判決の小括において、3つの条件全てに触れているため、小委員会で審議した結果準則のように記載したところ。今後の裁判例等も踏まえて、検討を加えて参りたい。

(2)ドメイン名の不正取得等

<意見の概要>

ポータルサイト「goo」に関する事例をあげたらどうか、という意見があった。

ドメイン名の移転が可能か否かで議論になる原因は、不競法の解釈においてドメイン名の移転までを求めることができないとされているところにあると思われるため、より問題点を明確にする上で、この点についても記載してはどうか、という意見があった。

<考え方>

意見を踏まえて記載を修正した。

意見を踏まえて記載を修正した。

(3) インターネット上への商品情報の掲示と商標権侵害

< 意見の概要 >

「ブランド品」であっても商標権の設定登録がなされていないものもあり、「ブランド品」の定義を明確にしておく必要がある、という意見があった。

「ブランド品」のような有体物の出品等の行為について、商標法第2条第3項第2号が適用可能という点については疑問がある、という意見があった。

通常の場合、業とは「反復かつ継続的に取引を行う場合」と考えられているが、この業概念は未だ判例もなく、定まったものではない。さらに、仮に「業」概念を反復継続性としてとらえたとしても、「反復継続する意思」があれば、「業」であるという解釈が一般的ではないか、という意見があった。

< 考え方 >

修正し、商標権として登録されているもののみとした。

商標法第2条第3項第8号が適用される、と修正した。

業としての解釈が未だ定まっていない点に配慮し、「反復継続」と「一度に大量取引」が、例示となるよう修正した。

(4) ID・パスワード等のインターネット上での提供

< 意見の概要 >

【考え方】の断定的な記載方法は、ID・パスワードの提供行為を奨励、助長するおそれがあるため、不正アクセス禁止法やコンテンツの提供の際にユーザと締結する契約に絞って記述すべきである、という意見があった。また、少なくとも、【考え方】に利用権者が契約に違反して頒布等を行う場合には契約上の責任が生じることを明記すべきである、という意見があった。

ID・パスワードは営業秘密としての「有用性」を満たす可能性は低い旨記述されているが、「有用性」を満たすか否かは、企業がその事業活動を行っていく上で役立つものであるか否かという観点から判断されるべきものであり、ID・パスワード等の性質、役割、用途等を総合的に考慮したうえで判断すべきである、という意見があった。

過去の不正競争防止法改正における議論の紹介、国際調和の観点から米国やEUの立法動向についての言及、さらに我が国の具体的な法改正提案があった。

ID・パスワードの種類に関わらず、第三者に提供しないという条件を付けることによって、秘密管理性や非公知性が満たされるかどうかについても、考え方を示して欲しい旨の要望があった。

著作権法において、アクセス・コントロール的な権利を含む「使用权」の考え方を検討する必要があるのではないか、との意見があった。

< 考え方 >

意見を踏まえて、契約による制限や、不正アクセス禁止法を先頭側に持ってくるなど、読者の印象に配慮した全体構成の修正を行った。

その通り修正した。

本項は、商用コンテンツ等のアクセス又はコピー用のID・パスワードについての議論である

点を明確化した。また、「有用性」の判断についても、記述の修正を行った。

今後とも実態等を注視し、議論を深めて参りたい。

準則においては、同一のID・パスワードを条件を付けずに付与している場合と、各人毎に異なったID・パスワード等を第三者に提供しないという条件で付与している場合について記載しているところ。これ以外については、今後も検討して参りたい。

著作権法の原則を変える大議論であるので、将来的な課題であると認識する。

(5)データベースから取り出した情報・データの扱い

<意見の概要>

データベースの利用にあたっては契約が締結されるのが通常であり、【考え方】や【説明】において、まず最初に利用契約を締結している場合について記載すべきである、という意見があった。その一方で、契約約款において情報・データの複製等の行為を禁ずる旨の規定があったとしても、利用者はデータを私的使用のための複製や引用等を行うことは許されるべきであり、当該附合契約の有効性の観点から、一律に契約上の責任を負うとすることについては問題がある、という意見があった。

元のデータベースの営業活動を侵害する場合に関して、「データ集合体を作成した場合」とすると、データの利用そのものが不法行為を構成するとの誤解が生じるのではないか、という意見があった。

<考え方>

データベースの利用契約については、様々な議論があるところであり、記載場所としては末尾のままとし、また契約の有効性の議論についても触れるよう、記載を修正した。

趣旨を踏まえ、「販売する等の行為」を追加して、明確化した。